

災害時要援護者支援の進め方 地域での取り組み事例集

平成29年4月

- ①中野新町町内会 民生委員と連携した支援体制づくり
- ②寺岡三・四丁目町内会 ボランティアの力を活かした支援体制
- ③南小泉町内会 大規模町内会における支援体制づくり
- ④八木山南地区社会福祉協議会 複数団体が連携した支援体制づくり
- ⑤ザ・ライオンズ定禅寺タワー管理組合 マンションでの支援体制づくり

手引きと一緒に
みてケロ☆



実際に仙台市内で行われている災害時要援護者支援の
取り組み事例をご紹介します。

取り組みをはじめる・進めるための
ヒントが詰まっています！

地域の方々が実際に行っている取り組み事例をご紹介します

大きな災害が発生した直後は、行政による支援が間に合いません。いざというときに頼りになるのは、町内会などの地域の方々や、隣近所をはじめとした住民同士の助け合いです。

災害による人的被害を軽減するためには、災害時にまわりの方の手助けを必要とする「災害時要援護者」の方々の支援体制づくりが大切であり、支援を円滑に行うためには、**要援護者自身による「自助」と地域での「共助」**が基本となります。

この「**取り組み事例集**」では、実際に市内で行われている「共助」の取り組みについて、方法やポイントをご紹介します。「災害に備える地域助け合いの手引き」とあわせて参考にさせていただき、**それぞれの地域にあったやり方で**、災害時要援護者支援の活動につなげていただければと思います。

資料のご紹介

■「災害に備える地域助け合いの手引き ～災害時要援護者支援の進め方～」(平成27年10月)

地域での勉強会に使いたい！など、冊子が必要な場合は、**健康福祉局社会課**にお問い合わせください。
【お問い合わせ先】 電話：022-214-8158



ホームページのご案内

■仙台市公式ウェブサイト

「災害に備える地域助け合いの手引き」のページ
<http://www.city.sendai.jp/chikifukushi/kurashi/anzen/saigaitaisaku/sonaete/bosai/engosha.html>

ダウンロードして
使ってケロ☆



「災害に備える地域助け合いの手引き」のほか、この事例集で紹介している「**様式例**」も掲載しています。地域の取り組み方に応じて編集してお使いいただくこともできますので、ぜひご活用ください。

目次

| | | |
|-------|---------------------------------|-------|
| 事例① | 中野新町町内会（宮城野区）…………… | 3ページ |
| | 民生委員と連携した支援体制づくり | |
| 事例② | 寺岡三・四丁目町内会（泉区）…………… | 5ページ |
| | ボランティアの力を活かした支援体制 | |
| 事例③ | 南小泉町内会（若林区）…………… | 7ページ |
| | 大規模町内会における支援体制づくり | |
| 事例④ | 八木山南地区社会福祉協議会（太白区）…………… | 9ページ |
| | 複数団体（町内会・民生委員・地区社協）が連携した支援体制づくり | |
| 事例⑤ | ザ・ライオンズ定禅寺タワー管理組合（青葉区）…………… | 11ページ |
| | マンションでの支援体制づくり | |
| ■様式例集 | …………… | 13ページ |



こんな悩み・疑問を解決するヒントが詰まっています！

何から始めたらいいの？
要援護者を把握できない…
支援者を決められない…
個人情報はどうするの？

➡ 5つの事例すべてで
「活動のきっかけ・始まり」
「取り組みのポイント」
を紹介しています。

日ごろ何をしたらいいの？

➡ ①中野新町町内会
②寺岡三・四丁目町内会
⑤ザ・ライオンズ定禅寺タワー

いざという時への備えは？

➡ ②寺岡三・四丁目町内会
③南小泉町内会
④八木山南地区社協

マンションでの取り組み方は？

➡ ⑤ザ・ライオンズ定禅寺タワー

他団体との連携を図りたい…

➡ ①中野新町町内会
④八木山南地区社協
⑤ザ・ライオンズ定禅寺タワー

1 中野新町町内会（宮城野区）

民生委員と連携した 支援体制づくり

活動のきっかけ・始まり

きっかけは民生委員からの協力要請

平成20年度に地区担当の民生委員から、災害時要援護者の支援体制づくりを共同で進めたいと協力要請を受けた。同じ頃、仙台市からも手引きが配られるなどの働きかけがあり、町内会としても動き始めることに。翌21年度の早々から、民生委員との打ち合わせを重ね、災害時要援護者の把握や個人情報管理の方法などについて協議した。

戸別訪問調査を実施

同年7月には、前年度の在宅高齢者世帯調査の際に、災害時要援護者として支援を受けることについて民生委員が予め同意をとっていた約40名を対象に、民生委員・町内会が共同で戸別訪問調査を実施。実際にお会いして詳しい状況を聞いたうえで、ひとり暮らしの方や障害のある方等、特に支援が必要と思われる方を「A」、高齢であってもいまは元気という方を「B」とランク分け。調査結果をもとに災害時要援護者名簿を作成し、防災マップ（写真）にも落とし込んだ。



■防災マップ：地域で作成した防災マップには、避難経路等の情報に加え、要援護者宅も表示。

組織概要

- ・世帯数 約220世帯
- ・人口 約600人
- ・取り組み開始 平成21年度
- ・災害時要援護者 7名
- ・取り組みに携わっている団体等
民生委員 高砂地区社協
高砂地域包括支援センター
- ・地域の特徴 戸建中心 高齢世帯が多い
海や河川に近接している

取り組みのポイント

市のリストを基本に、独自把握も

現在は市のリストを基本に要援護者を把握し、最近入退院した等で気がかりな方も把握している。

支援者は原則2名

要援護者1名(夫婦なら2名)に対して、支援者は原則2名。要援護者との関係性や適性も考慮し、町内会と民生委員とで相談して適任の方を選定する。引き受けてくれた方には、災害時の支援に加え、日ごろの見守りについてもお願いしている。

情報共有は「役割ごとに必要な範囲で」

取り組み開始時に「取扱いルール」を作成、訪問調査実施のお知らせ時にも添付した。

町内会長・民生委員は地域全体の情報、福祉委員は担当する班の情報、個々の支援者は支援相手の情報というように、役割ごとに必要な範囲の情報を共有することになっている。

カードと声かけで安否確認

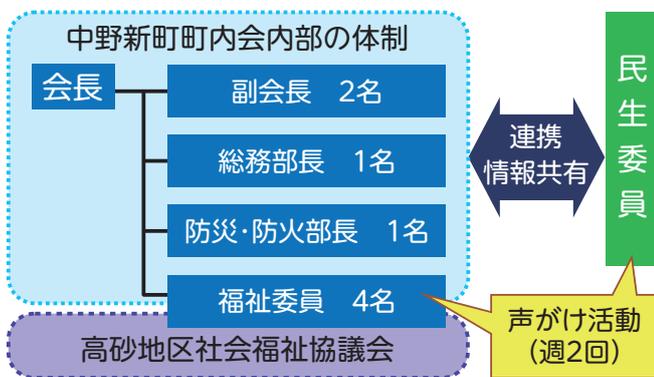
緑と赤のカードを全戸に配布。緑は「避難済・無事」、赤は「助けが必要」の意味で、玄関先につるしてもらう。発災時には防災部員が見回りをし、赤カード・カード無しの世帯に声かけ。ただ、東日本大震災では「とにかく避難！」という状況の下、実際にカードを掲げた家庭は少なく、活用方法に課題が残った。

他団体との連携・日ごろの関係づくり

民生委員と共同で見守りを実施

取り組み開始時から、地区担当の民生委員と常に連携・情報共有を続けてきた。

中野新町町内会では、地域の見守り活動として、民生委員1名と福祉委員4名による声かけを週2回実施、災害時要援護者も本人了承のうえで見守り活動の対象に。支援者が決まった際には、訪問時に一度同行してもらい、支援を受ける方・支援する方の顔合わせの機会を作っている。阿部会長は、「ウチはこの世帯数だからできるんですけど…」と前置きしつつ、「日ごろの関係づくりが災害時にも生きてくると考えています」と話してくれた。



震災の経験を踏まえて

災害時を想定した訓練が必要！

いま最も必要だと考えているのが、要援護者の避難支援の訓練だ。まだやってみたことはないが、地域の防災マニュアルでは、歩行困難者の避難支援にはリヤカーを使うこととし、用意している。

震災で「在宅避難」を再認識

東日本大震災時には、支援体制が整っていたおかげで安否確認、避難支援が実践できた。

このほか、海や河川に近接した土地柄、過去の災害から得た教訓も多い。東日本大震災の津波では家屋の浸水被害を受けたものの、ほとんどが1階までの浸水だったため自宅2階で生活を続けた家庭が多かった。また、大雨時には道路の冠水がたびたび発生し、安全な避難が難しい場合がある。こうした経験から在宅避難という選択肢を再認識。自宅上階への備蓄の啓発、在宅避難者への支援方法の検討など、新たなポイントが見えてきた。

「防災対策は地域に合った内容でないと意味がないと思う。過去の災害の経験も活かしながら、より実践的な対策を考えていきたい。」

みてケロ★メモ

●災害時要援護者の訪問

いざという時にスムーズに支援を行うには、日ごろの関係づくりが大切です。

災害時要援護者を訪問する際の留意点としては、次のようなことが挙げられます。

〈初めて訪問する際のコツ〉

- ・訪問日時や目的等を、ポスティングや電話等で事前にお知らせする。
- ・訪問はできるだけ複数名体制で行い、また、名札等で訪問者が誰かわかるようにする。
- ・災害時要援護者支援の取り組みを始めるとい趣旨、地域でできること・できないこと、書いてもらったり聞き取ったりした情報の共有範囲等をはっきりと伝える。

●災害時の安否確認

地域全体の安否を素早く確認するには、カードや旗等を用いるのも有効です。地域で取り入れる場合には、いざという時に確実に役立てられるようにしましょう。

〈安否確認グッズを使った取り組み例〉

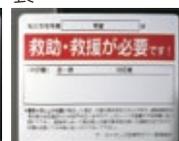
- ・防災訓練などの機会に、実際に掲示する訓練を繰り返し行う。
- ・掲示があった世帯数、掲示がなく声をかけた世帯数を集計し、次回の目標を立てる。
- ・訓練時に不在だった世帯にも、「訓練を実施した」旨のチラシを配る等、啓発を行う。

表



マグネット式ステッカー
(ザ・ライオンズ定禅寺タワー管理組合)

裏



黄色い旗
(寺岡連合町内会)

民生委員や福祉委員の見守り活動との連携についても考えてみてケロ☆



2 寺岡三・四丁目町内会（泉区）

ボランティアの力を 活かした支援体制

活動のきっかけ・始まり

震災に間に合わず悔しい思い

平成22年6月、町内会役員、地区社協、民生委員が集まり、「災害時要援護者安否確認チーム」を発足、当初は75歳以上の高齢者を対象に支援希望者の把握を始めた。

ようやく名簿ができあがり、支援体制を整えていこうと動き出した矢先、東日本大震災が発生。安否確認の動きをとることができず、非常に悔しい思いをした。

ボランティアの力を活かし再始動！

平成26年に震災前に立ち上げた安否チームを軸に、自主防災組織の立ち上げに向け再始動。町内会長、地区社協会長、民生委員に加え、役員等ではなくボランティアを構成メンバーとする「防災会」を発足。「安否確認チーム」に加え、「いつとき避難所チーム」「啓蒙チーム」に分かれて活動を進めている。

ボランティアは、文書による募集ではなかなか手が挙がらなかった。しかし、町内会行事等の機会を捉えて声をかけると、思いがけず多くの方が引き受けてくれた。現メンバーは看護師等の有資格者や元消防士等、様々な得意分野をもつ退職世代を中心に約20名。「地域の役に立てれば」と前向きに取り組んでくれているという。

平成28年4月には「防災会」あらため「防災部」として町内会規約に盛り込み、町内会の正式な内部組織として位置付けた。

活動の中心を担う町内会長と地区社協会長は、「地域には、何か役に立ちたいという意欲のある方が実は少なくない。メンバーを増やし、活動をより充実させていきたい」と話す。

組織概要

- ・世帯数 約850世帯
- ・人口 約2100人
- ・取り組み開始 平成22年度
- ・災害時要援護者 約50名
- ・取り組みに携わっている団体等
民生委員 寺岡地区社協
- ・地域の特徴 80年代に開発された団地
戸建100% 高齢化の進行

取り組みのポイント

アンケートを実施して戸別訪問

全戸対象のアンケートで支援を希望した方を安否確認チームが2名体制で訪問し、あらためて支援を希望するか意思を再確認。世帯状況や健康状態、希望する支援者等を聞き取り、情報共有についての同意も得た。

希望する支援者を聞いて依頼

1世帯の要援護者を2～3名で支援。要援護者の希望する支援者を聞き、安否確認チームで支援候補者を訪問し依頼する。支援者が不足する場合は、町内会班長が候補者を選ぶことも。顔を合わせて説明しているおかげもあり、ほとんどの方が快諾してくれており、要援護者約50名に対し、全部で約90名の方が支援者となっている。

当初は、最も身近な存在である班長が直接支援者となることも多かったが、任期が短いため継続性が課題となり、現在は一般住民から選ぶことがほとんどになっている。

情報の共有と保護…何度も議論

訪問聞き取り記録は、担当民生委員が保管。要援護者名簿は安否確認チーム全体で共有することにし、かわりに情報は要介添え、車いす利用といった要点だけに絞った。

「情報の共有と保護はどちらも大切。意見が分かれることも多く、何度も議論を重ねた。」

支援体制づくり

「要援護者・支援者ノート」の作成・更新

各班長にも要援護者情報を共有してもらっているが、交代時の引き継ぎを確実にするため、班ごとに「要援護者・支援者ノート」を作成。これを各班長に配付して任期満了時に回収、内容を更新してから後任の班長に再配付している。

「支援者のつどい」を年1回開催

支援者となってくれている方を対象に「支援者のつどい」(写真)を開催、支援者としての役割の確認や情報交換の場としている。このほか要援護者との関わり方についてアンケートを実施する等、支援する側の不安や課題を把握し、無理なく支援を続けてもらえるような環境づくりに努めている。



■28年度で2回目となる「支援者のつどい」には支援者の半数以上が参加。今回は市に支援アドバイザー派遣を依頼し、講話を受けた。

いざという時に備えて

安否確認・報告を実際に訓練

発災時、住民は「黄色い旗」を掲げる。連合町内会が作成し全戸配布したものだ。班長は班全体の安否を確認し、いっとき避難場所へ報告する。各支援者もまた要援護者の安否を確認、要援護者は二重の確認を受けられる仕組みだ。この一連の動きを年2回の防災訓練で毎回実践している。「旗あり」・「旗がなく声がけ」の件数を「安否確認記録シート」により報告してもらい、確認状況の集計も行う。

あんしんカードの活用も

また、災害時に限らずいざという時の備えとして、要援護者を対象に「あんしんカード」(みてケロ★メモ参照)と専用ケースを配布。震災前に全世帯にカードだけ配布したが、周知が十分でなく、保管していた家庭はごくわずか。今回は個別訪問しての説明も行い、保管場所は「冷蔵庫の中」とした。

「いまは災害への備えとして要援護者支援を進めているが、高齢化が進み、日常の支援も必要な方が増えてくる。なかなか結論は出ないが、目下いちばんの課題として議論している。」

みてケロ★メモ

●あんしんカードの活用

万一の場合の緊急対応への備えとして、家族の連絡先やかかりつけ医療機関等を書いておくもので、社会福祉協議会等で作成しています。



〈あんしんカード活用のコツ〉

- ・配布する際に趣旨や活用方法をしっかり伝える。
- ・地域で保管場所を決め、共通認識をもっておく。
- ・定期的に記載内容の更新を呼びかける。これが訪問や声がけのきっかけにも！

【お問い合わせ先】

お住まいの区の社会福祉協議会事務所

●支援体制の担い手

支援体制づくりは、町内会の役員等、限られた方だけで行うことは困難です。継続的な支援体制を築くためにも、担い手となる方を広く募りましょう。

また、任期の短い班長等が支援者になる場合には、就任時の研修に盛り込む、班ごとにノートやファイルを用意するなど、しっかりと引き継ぎが行われるよう配慮しましょう。

ボランティアをやりたい人は意外と多い！
担い手は広く探してみてケロ☆



3 南小泉町内会（若林区）

大規模町内会における 支援体制づくり

活動のきっかけ・始まり

まずは知ることから！勉強会を開催

平成24年3月の「災害時要援護者避難支援プラン」策定を受け、町内会でも区長会議の場で議題に上り、まずは市の説明を聞いてみようということに。同年10月に市の担当課職員を講師に招き、民生委員も交えた勉強会を開催した。

その後まもなく、市からの災害時要援護者リストの配付が始まり、実際に町内に高齢者が多かったこともあって支援の必要性を感じ、動き始めた。

協議を重ねたうえで戸別訪問を実施

平成25年12月、町内会の呼びかけで民生委員（地区担当11名）、地区社協、地域包括支援センター、区社協職員に集ってもらい、関係団体間での協議を開始。その後は推進メンバー（町内会区長と民生委員）を中心に、打ち合わせを重ねたうえで、直接会ってみようということで要援護者宅の戸別訪問を実施。個々の要援護者に関する「聞き取り表」の作成、町内会全体の名簿作成、と進めていった。

○打ち合わせ会での論点整理

- ・推進メンバーは誰にするか
- ・要援護者の把握方法
- ・要援護者への聞き取り項目
- ・聞き取り表の様式
- ・要援護者への訪問方法、留意事項
- ・重い障害をもつ要援護者への対応
- ・支援者探しの方法
- ・記録シートや名簿の様式、情報共有の留意点
- ・情報の更新方法
- ・日ごろからの顔の見える関係づくり

組織概要

- ・世帯数 約1,600世帯
- ・取り組み開始 平成25年度
- ・災害時要援護者 50名以上
- ・取り組みに携わっている団体等
南小泉南地区社協 民生委員
遠見塚地域包括支援センター
- ・地域の特徴 戸建と賃貸アパートが多い
高齢化の進行

取り組みのポイント

市リストを中心に把握

民生委員による市リストへの登録勧奨が進んだため、市リストでの把握が中心だが、他に、民生委員が活動の中で独自に把握した方も数名いる。

支援者探しのコーディネート役に

当初、最も課題となったのが支援者の確保。支援者の募集案内を各戸配布したが思うように集まらなかった。再検討のうえ、町内会がコーディネート役となり、隣近所の方や近くに住む役員（区長、婦人防火クラブ員、高齢者に接点のある防犯防災部・文化教養部員など）の中から2～3名に依頼する方法をとっている。障害の特性などにより特に配慮が必要と思われる場合には、民生委員が直接の支援者になることも。

「取扱いルール」を作って情報共有

市の資料集を参考に作った「取扱いルール」に沿って情報共有。会長は全体名簿、副会長（ブロック長兼務）・区長・民生委員は担当分の名簿を保管。各要援護者と支援者は、健康状態や必要な支援内容等を記載した「記録シート」を双方で持つ。

年に1回、再訪問して情報更新

当初の聞き取り表を持参して年1回再訪問を実施。状況等に変化があれば追記している。

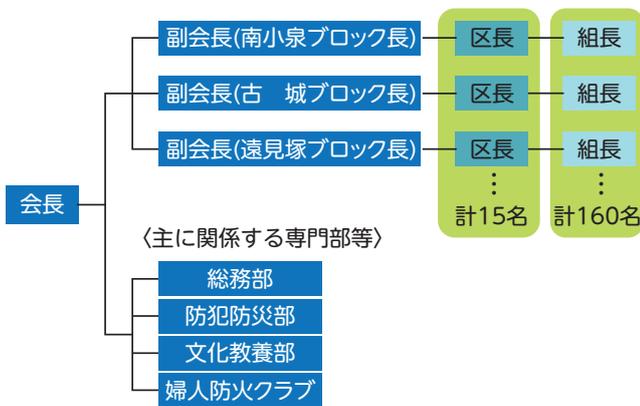
支援体制づくり

区・班を活かした組織的な支援体制

南小泉町内会は3つの小学校区にまたがる市内でもトップクラスの大規模町内会。支援体制づくりにも組織的に取り組んでいる。

町内を3ブロック・15区に分け、ブロック長兼副会長、区長、組長を置いている。区長は民生委員と共同で要援護者の戸別訪問を行うほか、毎月の区長会でも支援の状況を話題にしている。

組長は、任期1年の交代制だが、住民からは一番近い存在。集金や市政だよりの配布など、日ごろの活動を通じて見守りの役目を担ってもらうよう、就任時の研修で伝えている。



地区社協の活動とも連携できれば

平成27年度より町内会から地区社協兼任の福祉委員18名を選出、独居高齢者等を中心とした見守り活動にあたっている。地区社協会長も兼任する小澤会長は、「災害時要援護者支援の取り組みを、小地域福祉ネットワーク活動の見守りとリンクさせられれば」と話す。

災害に備えて

声かけ訓練を実施

防災訓練では、住民は自宅近くのいっとき避難場所経由で指定避難所に集合する。要援護者には、避難開始前に各区長が声かけを実施。避難支援訓練までは実施できていないが、折りたたみ式リヤカーを3台用意。いざという時は使用する想定だ。

よりよい安否確認方法を模索中！

要援護者の安否確認は、発災時を想定して、実際に支援者になっている方が訓練を行えるとよりよいなど、今後の課題も。また、他の町内会で安否確認用の旗やカード等を取り入れている事例を知り、こちらも活用の可能性を検討中だ。

支援体制づくりの立ち上げから中心的役割を担ってきた小澤会長。「災害時要援護者支援の取り組みは、役員や関係団体と相談しながら一歩一歩進めることだと思う。ひとつおりの体制が整うまで1～2年かかったし、まだこれからという部分も。また、役員だけでできるものではなく、広く協力を得るためには、『いつかは誰もが支援される側になりうる』という意識づけも大切では。」



■町内会防災マップ：町内会結成60年を記念して、以前作成したマップの改訂版として作成。防災情報を盛り込んだ地図に加え、災害への備え等の記事も掲載。住民が自身・家族のため、地域の助け合いのために活用できるようにと、全戸に配布した。

みてケロ★メモ

●災害時要援護者支援の訓練

災害を想定した訓練を行って、要援護者の安否確認や避難誘導などが実際にうまくできるかどうか、実践してみましょう。要援護者や支援者にもできるだけ参加してもらいましょう。

〈訓練の取り組み例〉

- ・訓練を実施する際には、事前のお知らせや事後の報告を配布する。
- ・事前に決めた支援者等が要援護者の安否確認を行い、いっとき避難場所等へ報告する。

- ・防災訓練を、要援護者への声かけ、支援者との顔合わせの機会にする。
- ・避難支援の訓練は、代役をたてる、本来の避難経路より短い距離でやってみる等、安全に配慮しながら無理のない範囲で行う。

訓練を行うことで改善点も見えてくる！
できることから試してみてください☆



複数団体が連携した 支援体制づくり

活動のきっかけ・始まり

いち早く課題認識、アンケートを実施

国の指針等もまだなかった約15年前、八木山南地区社協の現会長を務める阿部会長は、災害時における助け合いの必要性を感じ、いち早く地域に課題を提起した。

しかし、当時はまだ他地域での例もほとんどなく、後ろ向きの意見が多かったという。個人情報保護法制定に向けた議論が活発な時期とも重なり、平成13年度にようやく住民アンケートを実施したが、苦肉の策で無記名式とした。すると、回答率は約25%と低かったものの、支援を必要とする方が実際に存在することが明らかになった。この結果を受け、翌年には記名式で再実施。回答率91%、支援希望者は38名にのぼった。

3団体が共同して支援希望者を訪問

支援希望者には、地区社協、町内会長、民生委員が共同で訪問、趣旨を説明するとともに健康状態等の聞き取りを行った。高齢ではあるものの現在は元気という方もいたため、支援対象は自力避難が困難な方に絞り、支援者の決定、名簿作成と進めていった。



■支援希望者への訪問：丁寧な説明を心掛けながら、健康状態や希望する支援者等の聞き取りを行う。

組織概要

- ・世帯数 約1,250戸
- ・取り組み開始 平成13年度
- ・災害時要援護者 21名
- ・取り組みに携わっている団体等
八木山南第一・第二・第三町内会
民生委員 地域防災リーダー
- ・地域の特徴 団地 戸建に加えアパートも多い

取り組みのポイント

支援者探しは本人に聞くのが一番！

1名の要援護者に対し、支援者は2～3名。

要援護者訪問時に希望を聞き取ると、約7割は支援候補者を挙げてくれてすんなり決まる。約2割は候補はいるが地区社協からも頼んでほしいと言い、残り1割の候補がいないケースでは、隣近所から適任者を探す。その後、支援候補者のところにも訪問し、趣旨や役割を説明のうえ依頼する。

「地域の役に立ちたいけれど何をしたらいいかわからない、という方は多い。特に元気な高齢者は在宅率も高く、支援体制づくりの貴重な戦力です。」

訪問・聞き取りをもとに名簿を作成

聞き取り票の原本は地区社協会長が保管。支援者名入りの要援護者名簿を町内会単位で作成し、地区社協会長、各町内会長、担当民生委員で共有している。

また、個々の要援護者の情報（連絡先、支援者等）は、本人と支援者の双方に共通のクリアファイルに入れて配付している。

今後は定期的な情報更新も

市のリストをもとに情報を更新しているが、取り組み開始から10年以上が経過し支援体制を全面的に見直すため、平成28年度に要支援アンケートと支援者募集を再実施。今後は3年おきの在宅高齢者世帯調査に合わせて支援希望者の把握、訪問を行い、情報更新を行っていく予定だ。

他団体との連携

協力したことで普段の連携も向上！

八木山南地区では、地区社協、町内会、民生委員が三位一体となって災害時要援護者支援に取り組んでいる。

民生委員には守秘義務があるが、必要な情報は本人の同意を得ることで共有しているという。活動に携わる地区社協メンバーは、「要援護者支援の取り組みを通して民生委員の役割や活動を知ることができたことで、以前より連携しやすくなった。要援護者と顔の見える関係にある民生委員の存在は、取り組みを進めるうえで欠かせない」と話す。

地区社協の見守り活動とも連携

福祉員(地区社協所属)の活動においても災害時要援護者を本人の了承のもと見守りの対象にしており、日ごろの声かけ等を通じて、地域行事に参加してくれるようになった方もいるという。

このほか、支援体制の立ち上げ時には、地元の医療機関をまわって地域における災害時要援護者支援の活動について説明し、協力を要請するという取り組みも行った。



■地域コミュニティ希薄化対策として、「街づくりプロジェクト」と称し、21年度から年40回前後のイベントを実施。会合を夜の時間に開くなど、企画段階から幅広い層に参加してもらう工夫をし、若い世代の担い手も増えてきているという。(左:子ども達も体験する餅つき大会 右:夏祭りのダンスステージ)

みてケロ★メモ

●支援者の決め方

要援護者1人に対して数人の支援者を決める方法のほか、町内会の班単位やマンションのフロア単位、向こう三軒両隣など、複数世帯で支援する方法もあります。個人が支援者となる場合も、家族全員で支援相手を把握しておくことで、不在時にも支援できる可能性が高まります。

支援者の決め方はいろいろ！
地域に合ったやり方を見つけてみてケロ☆

災害に備えて・震災の経験

声かけ訓練で年1回の顔合わせが必要！

防災訓練では、支援者から要援護者への声かけを行っている。ポイントは、支援者へ事前に案内する際、訓練当日またはその『前後』に必ず実施するよう依頼している点。当日不在だからとやらずじまいにならないようにとの工夫だ。年1回は支援する側・される側が顔を合わせて互いに確認できることで、要援護者からは日常生活でも「安心できる」という声が聞かれ、支援体制の錆びつきを防ぐうえでも効果を発揮している。

震災時に活きた！「共助」の力

いち早く支援体制づくりに取り組んでいた八木山南地区では、東日本大震災時にも日ごろの取り組みの成果が現れた。発災直後、各町内会長が名簿をもとに要援護者宅を巡回した時点で、支援者や隣近所による安否確認が済んでいたという。

ほかにも、在宅避難者への配水作業を中学生が手伝ってくれたり、普段は地域活動になかなか参加できない現役世代が避難所運営や炊き出しの役割を買って出てくれたりと、「共助」の力が活か

された。阿部会長は、『街づくりプロジェクト』の活動により培われた地域コミュニティの豊かさを実感し、本当に嬉しかった」と語る。

〈支援者を確保するコツ〉

- ・要援護者本人に支援者の候補を挙げてもらいましょう。知り合いの方なら引き受けてもらえる可能性も高く、いざという時の支援もスムーズに行いやすくなります。
- ・支援者となる負担感を軽減しましょう。支援者をお願いしたい役割を明確にし、支援者ができること・できないことを要援護者にも理解してもらうことが大切です。
- ・戸別訪問や勉強会など、疑問を解消したり意見交換をする機会をつくるのも有効です。

マンションでの 支援体制づくり

活動のきっかけ・始まり

「防災情報カード」で要支援者を把握

東日本大震災の翌年の入居開始後、第一の課題として取り組んだのが「防災」。マンション単独で自主防災組織を立ち上げ、翌平成25年には市のマニュアルを参考に「防災ハンドブック」と「防災マニュアル」をまとめた。防災対策を考える中、気になったのが災害時要援護者の存在だ。当時も理事会の役員として携わっていた管理組合の熊谷理事長は、「入居時から車いす利用者やデイサービスの車を見かけ、災害時にはどうするのだろう、支援が必要ではと感じていた」と話す。

そこで平成26年、支援を必要とする方を把握するため「居住者防災情報カード」を全戸配布、9割近い回収率だった。中には支援を期待していたような方もいたという。

一歩ずつ進める！要援護者の避難訓練

平成28年度で3回目となる防災訓練では、災害時要援護者の避難訓練に初挑戦。歩行が不自由な2名の方に参加してもらい、階段用担架を使用した避難支援を実践した。前回は要援護者本人ではなく代役を立てたり、今回も実際の居住階ではなく3階から降り始める等、無理にならないよう配慮しながら一歩ずつステップアップしている。

| | 〈担当班〉 | 〈主な役割分担〉 |
|--|----------|------------------------------|
| 対策本部 5名 （本部長 〓 理事長） | 通報連絡班 | ・全戸の安否確認 |
| | 初期消火・物資班 | ・火災時：初期消火 ・震災時：避難所設営、炊き出し |
| | 避難誘導班 | ・居住者の避難誘導 ・歩行困難者の避難支援 |
| | 応急救護班 | ・負傷者の応急手当、避難所設営 |

組織概要

- ・世帯数 192戸
- ・入居開始 平成24年2月
- ・取り組み開始 平成25年度
- ・災害時要援護者 7名
- ・取り組みに携わっている団体等
春日町会（地元町内会）
- ・地域の特徴 高層型の分譲マンション
市内中心部 幅広い世代構成

取り組みのポイント

要援護者の把握と同時にボランティアの募集も

「居住者防災情報カード」で世帯情報や支援の要否を把握。転入者にも管理人から配布している。また、ボランティアスキル、貸出可能な資材、災害対応時に希望する役割といった記入欄も設け、住民の得意分野や参加意欲を活かした防災体制づくりにつなげている。

28年度の防災訓練に先立っては、災害時要援護者との個別面談を初めて実施。健康状態の聞き取り、必要な支援内容の確認を行った。熊谷理事長は、「安心したという声が多く聞かれ、面と向かって対話してよかったと実感した。これが支援体制づくりの本当のはじまりだと思う」と話す。

要援護者の支援は本部から個別に指示

災害時要援護者に対して、個人を特定しての支援者は決めていない。住民はマグネット式の「安否確認シート」をドアに貼り、通報連絡班が確認。要救助者を発見したら対策本部に連絡し、避難誘導班が駆けつけるという体制だ（左図）。

要援護者情報は、平常時は理事長・副理事長のみが管理。発災時には名簿に基づき1階の対策本部から個別に避難支援の指示を出すことにしている。

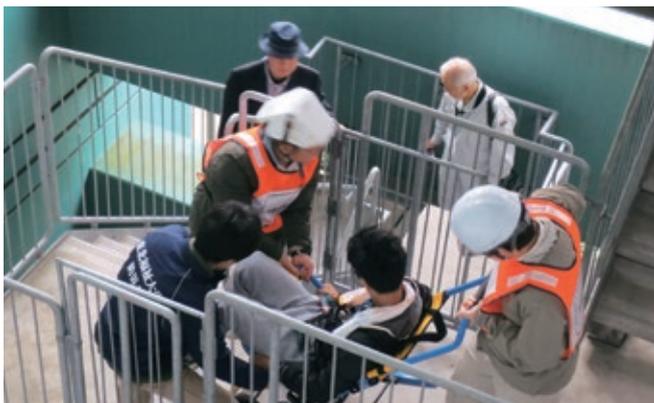
他団体との連携

地元町内会に一括加入

平成25年、地元町内会である春日町会にマンションとして一括加入。管理組合理事長が同会副会長に、担当理事が同会役員に就任した。

マンション単独で自治組織を結成する方法もあったが、周辺地域とのつながりを大切にしたいと考えた。地域行事にも積極的に関わっており、マンションの防災訓練では炊き出し等で町内会の方々にも参加してもらっている。

また、管理組合として東北マンション管理組合連合会という組織に加入。タワーマンションならではの課題について相談に応じてもらうほか、会員同士で情報交換や互いの建物・活動の見学会等も行っている。



■平成28年度防災訓練（上：対策本部 下：要援護者避難訓練）

日ごろの関係づくり

コミュニティ活動を通じた関係づくり

入居5年目を迎え、住民同士のつながりを求める声が高まり、コミュニティ活動にも取り組み始めた。高齢者を対象とした敬老会のイベント、町内会と合同での料理教室等を通じ、顔の見える関係が徐々に築かれてきた。

「いまは体が不自由な方を中心に災害時要援護者支援の取り組みを行っているが、今後は独居高齢者や乳幼児を抱える世帯も支えていきたい。」

防災訓練は一番の交流の場！

年1回の防災訓練は、住民同士の最大のコミュニケーションの場にもなっている。28年度は住民の半数に近い110名以上が参加。安否確認・避難訓練の終了後は、防災ポスターの表彰式、応急処置の実演、煙ハウス体験、非常食を使った炊き出し等、盛りだくさんの内容で、子どもからお年寄りまでお祭りのような賑わいだった。

このような地道な活動が認められ、平成28年3月には市の「杜の都防災力向上マンション」として、最高の六つ星認定を受けている。

情報共有で参加意識を高める

このマンションでは、賃借人も含めた居住者全員参加を目指し、情報発信に力を入れている。

月1回発行する「理事会だより」では懸案事項や検討状況等を掲載。また、目安箱を設置し、住民からの意見や質問に誌面上で回答している。このほか、防災訓練や行事を行う際、「全戸へ」「早めの」案内を心がけている。

マンションとして抱えている安全・修繕・防災等の課題やその検討過程を共有し、興味を持ってもらう。それが住民参加にもつながっている。

みてケロ★メモ

●分譲マンションの防災対策

仙台市では、「分譲マンション防災マニュアル作成の手引」を策定しています。

また、この手引きを活用してマニュアルづくりを進めているマンションの管理組合等に対して専門家を無料で派遣します。詳しくは仙台市ホームページをご参照ください。

【URL】 <http://www.city.sendai.jp/kurashi/machi/sumai/bunjjo/oshirase/index.html>

【お問い合わせ先】 都市整備局住宅政策課（電話022-214-8306）

マンションにはマンションの防災対策！
マンションのある地域の方も参考にしてケロ☆



様式例

ポイント

調査票を配布して後日回収するやり方。書いてもらいやすいよう項目を最小限にしている。

中野新町町内会

災害時要援護者訪問調査票

平成 年 月 日

| 要援護者に関する欄 | | | | | |
|-------------------|--|-------|-----|----|----|
| 氏名 | | 性別 | 男・女 | 年齢 | 歳 |
| 住所 | | 電話 | | | |
| 同居する家族に関する欄 | | | | | |
| 代表者名 | | 同居家族数 | | | 人 |
| 緊急時の親族等への連絡先 | | | | | |
| 氏名 | | 続柄 | | 住所 | 電話 |
| 氏名 | | 続柄 | | 住所 | 電話 |
| あなたが支援者としてお願いできる方 | | | | | |
| 氏名 | | 住所 | | 電話 | |
| 氏名 | | 住所 | | 電話 | |
| (備考) | | | | | |

- ・『あなたが支援者としてお願いできる方』の欄には、災害発生時にまずもって見守りをお願いできる方のご記入をお願いします。近所の方で直接了解を得ることができない場合は、代わって町内会で了解を得ることも可能です。
- ・本調査票・名簿の管理および個人情報の取扱いルールについては別紙のとおりです。

ポイント

要援護者の把握と同時に支援の担い手探しも！

ザ・ライオンズ 定禅寺タワー管理組合

居住者防災情報カード

平成 年 月 日

| 部屋番号 | 代表者氏名 | 電話（自宅） | 電話（携帯） | インターネット接続可・不可 メールアドレス | | |
|------------|---|---|--|--------------------------|------|------|
| | | | | | | |
| 世帯情報 | 居住者 | ①代表者 | ② | ③ | ④ | ⑤ |
| | 氏名 | | | | | |
| | 続柄 | | | | | |
| | 年齢 | | | | | |
| | 性別 | | | | | |
| 血液型 | | | | | | |
| 災害時行動・役割分担 | 要援護 | 要・不要 | 要・不要 | 要・不要 | 要・不要 | 要・不要 |
| | 状況 | | | | | |
| | 階段利用 | 可・不可 | 可・不可 | 可・不可 | 可・不可 | 可・不可 |
| | ボランティアスキル | 次のような経験・資格・特技をお持ちの方で、災害時にご協力頂ける方はご記入下さい。 ①医師 ②看護師 ③介護士 ④保育士 ⑤設備技術 ⑥警察・消防 ⑦調理師 ⑧その他 | | | | |
| | 貸出可能ツール | テント・発電機・コンロなど災害時に役に立つ貸出可能ツールをお持ちでしたらご記入下さい。 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ | | | | |
| 対策本部での役割 | 世帯単位で右のいずれかの役割を担っていただきますので、希望する班を○で囲んで下さい。 班活動が難しい方はその理由をご記入下さい。 | | ア) 通報連絡班 イ) 初期消火・物資班 ウ) 避難誘導班 エ) 応急救護班 オ) 不可 () | | | |
| (備考欄) | | | | | | |

支援体制づくりの進め方に合わせて、必要な様式を考えてみてケロ☆
誰が作成するか、どの範囲まで共有するかというのもポイント！



中野新町町内会

災害時要援護者名簿（町内会管理用）

平成 年 月 日

| No. | 要援護者 (代表者名) | 年齢 | 電話番号 | 住所 | 地域支援者 | | |
|-----|----------------|----|------|-------|-------|------|------|
| | | | | | 支援者名 | 電話番号 | 住所 |
| 1 | | | — | | | — | |
| | | | — | | | — | |
| | 緊急連絡先 | 氏名 | | TEL — | (住所) | | (続柄) |
| 2 | | | — | | | — | |
| | | | — | | | — | |
| | 緊急連絡先 | 氏名 | | TEL — | (住所) | | (続柄) |
| 3 | | | — | | | — | |
| | | | — | | | — | |
| | 緊急連絡先 | 氏名 | | TEL — | (住所) | | (続柄) |

ポイント

訪問調査等では様々な情報を集めますが、名簿を作る際は、共有する範囲にも配慮しながら掲載する情報を選びましょう。

ポイント

要援護者・支援者の双方に配布。同じ方を支援する支援者同士
の連携にも役立つ。支援のポイントを書いておくのもGOOD！

八木山南地区 社会福祉協議会

災害時要援護者・支援者名簿

平成 年 月 日

| 要援護者名 | 支援者 | | | | 備考 |
|-----------|-----|----|---|----|----|
| | 氏名 | 住所 | 班 | 電話 | |
| 〇〇 〇〇(歳) | | | | | |
| 住 所 (班) | | | | | |
| 電 話 | | | | | |

まずは自分の身の安全を確認し、ご支援ください！

- 地震の場合 グラツときて心配だなと思ったら声掛けください。
(震度4以上のときには必ず声掛けを！)
- 火災の場合 近所で火災発生の場合、声掛けください。
- 台風の場合 台風・大雨予報で心配だなと思ったら声掛けください。(懐中電灯の確認など)

こちらで紹介している4つの様式例は、仙台市ホームページにもWord等の編集可能な形式で掲載
しています。地域のやり方に応じて項目や文面を変えることができますので、ご活用ください。

「災害に備える地域助け合いの手引き」のページ

<http://www.city.sendai.jp/chiikifukushi/kurashi/anzen/saigaitaisaku/sonaete/bosai/engosha.html>

災害時要援護者支援の進め方
地域での取り組み事例集

平成29年4月発行

仙台市健康福祉局社会課

〒980-8671 仙台市青葉区国分町3-7-1
電話：022-214-8158 FAX：022-214-8194
メールアドレス：fuk005320@city.sendai.jp